

富津市こども計画

令和7年度～令和11年度

～こどもの笑顔、子育ての喜びがあふれるまちを目指して～

概要版



令和7年3月

富津市

富津市がめざしているもの

富津市は「**こどもの笑顔があふれるまち**」をめざしています。

そして、全ての市民が

「**このまちが大好きだと思えるまち**」にします。

富津市では、全てのこどもが自分らしくすごすことができ、自分が好きなこと、自分が信じたことに取り組むことができる環境づくりと、こどもたちを支えるお母さんやお父さんなどの子育てをする人や地域の取組への支援を行います。

そのために「富津市こども計画」を策定し、この計画にのっとり、こども、若者、子育て当事者の多くの人の視点から、富津市のこども向けの取組を展開し、全てのこどもが笑顔になり、そして、自分のくらすまちが大好きだと思えるまちに向けて進んでいきます。

富津市こども計画の基本理念

次代を担うこどもたちが健やかに育つまち
こどもたちの笑顔があふれるまち ふつつ

富津市こども計画の基本視点

1. ライフステージを通じた視点
2. こどもの誕生前から幼児期における視点
3. 学童期・思春期における視点
4. 青年期における視点
5. 子育て当事者への視点

計画策定にあたって

● 計画策定の背景

わが国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

国では、このような子どもと子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、子ども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられた子ども施策の立案、実施を担う行政機関として子ども家庭庁が発足、令和5年12月には「子ども大綱」が策定されました。

本市では、市民の様々なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成27年3月に富津市次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、「いいじゃないか！ ふつつ」を基本理念に「富津市子ども・子育て支援事業計画第Ⅰ期」（計画期間：平成27年度から5年間）を策定しました。次いで、令和2年3月には幼児教育・保育の無償化等の施策とともに「子育てする喜び 育つ喜びを感じられるまち いいじゃないか！ ふつつ」を基本理念に「第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度から5年間）を策定しました。この計画が令和6年度末をもって終了することから、子ども・子育て環境の変化や富津市の現状を踏まえた「子どもまんなか社会」の実現に向け「子ども・若者計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」及び「第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「富津市子ども計画」を策定するものです。

● 計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法第10条の規定に基づき、子ども大綱及び都道府県子ども計画を勘案し、計画を定めるよう努めるものとされています。また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めています。

● 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsとは、平成27年（2015年）国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール（目標）が掲げられています。

本市では、SDGsの視点を踏まえ、持続可能な自治体経営を推進しています。本計画においても、「次代を担う子どもたちに魅力あふれる富津市をつなげていく」という認識のもと、各施策の推進に取り組むことで、SDGsの目標達成に貢献していきます。

本計画において関わりの深いゴール（目標）は、右の図の太枠で囲んだものです。



● 計画の期間

本計画は、子ども大綱「子ども施策を推進するために必要な事項」において、概ね5年を目途に子ども大綱を見直すことに基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。

● 計画の対象

本計画は、全ての子ども・若者を対象とします。また、子育て当事者も対象とするほか、子ども・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

本計画内での子ども・若者の定義

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生～概ね18歳（高校生年代）	概ね18～29歳

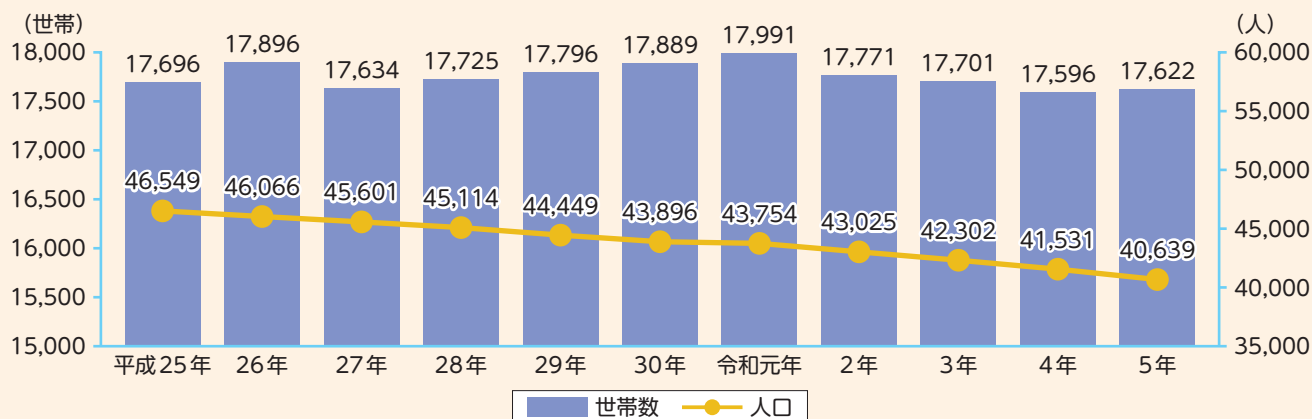
本市の子ども・子育てをめぐる環境

●人口、世帯、人口動態等

(1) 人口・世帯の推移

・過去10年の人口と世帯数の推移をみると、人口は減少傾向が継続しており、令和5年では40,639人となっています。世帯数はばらつきがありますが、令和4年以降増加傾向にあります。

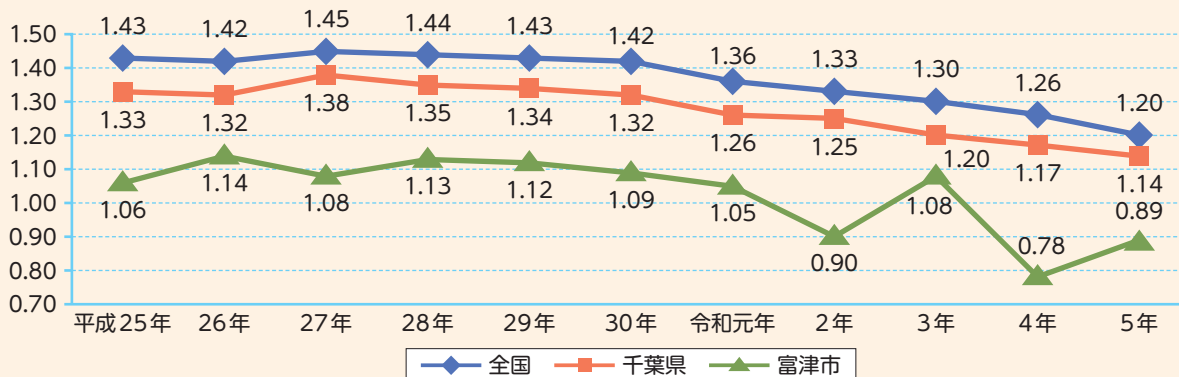
人口・世帯数の推移 (資料：千葉県毎月常住人口調査)



(2) 合計特殊出生率

・合計特殊出生率を比較すると、年ごとにややばらつきがあるものの、全国、千葉県の率と比較し大きく下回っています。

合計特殊出生率の推移 (資料：千葉県人口動態調査)

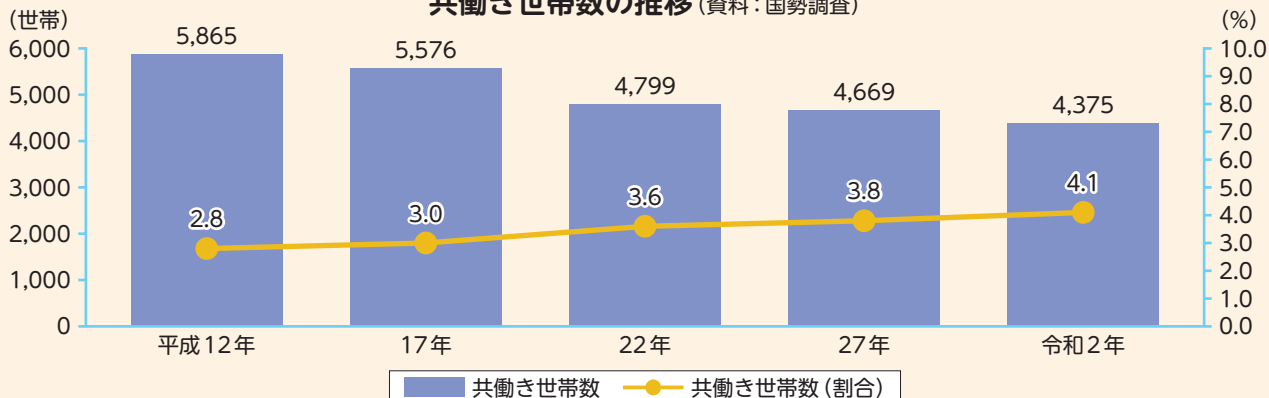


※合計特殊出生率：出産可能年齢（15歳～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの

(3) 共働き世帯推移

・共働き世帯数は、減少傾向となっており、令和2年には、4,375世帯となっています。一方、共働き世帯数割合は増加傾向となっています。

共働き世帯数の推移 (資料：国勢調査)



● 本市の子ども・子育て支援の課題



計画の基本的な考え方

● 計画の基本理念

本計画では、こども基本法で定める基本理念と市の総合戦略の方向性を基本に、次世代を担うこどもたちの権利と利益が最大限に尊重され、こどもの存在を社会のまんなかに位置づけ、こどもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができる富津市の実現を目指します。

～基本理念～
次代を担うこどもたちが健やかに育つまち
こどもたちの笑顔があふれるまち ふっつ

子ども・子育て支援事業計画(第Ⅱ期)

● 教育・保育の量の見込みと確保方策

単位(人)	令和7年度					令和9年度					令和11年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
	3～5歳	0歳	1歳	2歳		3～5歳	0歳	1歳	2歳		3～5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	123	307	46	73	78	117	261	40	65	77	109	239	38	60	70
②確保方策	239	576	61	109	147	239	576	61	109	147	239	576	61	109	147
特定教育・保育施設	159	576	61	109	147	159	576	61	109	147	159	576	61	109	147
確認を受けない幼稚園	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0
②-①	116	269	15	36	69	122	315	21	44	70	130	337	23	49	77

● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※上段：量の見込み、下段：確保方策または提供体制

業名		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 利用者支援事業	基本型：日常的に利用できる子育て支援センターで実施	か所	1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
	こども家庭センター型：母子保健と児童福祉に関する相談を市で受付		1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
(2) 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)		人日	5,223	5,137	4,828	4,570	4,330
		か所	3	3	3	3	3
(3) 妊婦健康診査		人数	114	110	106	102	100
		検 診 回 数	14	14	14	14	14
		●実施場所：指定医療機関 ●実施方法：受診券の発行 ●提供区域：全市域					
(4) 乳児家庭全戸訪問事業		人回	201	193	186	179	173
		●実施体制：保健師、助産師（委託契約）による訪問 ●実施機関：健康づくり課					
(5) 養育支援訪問事業		人	11	10	9	9	9
		●実施体制：保健師による訪問 ●実施機関：健康づくり課					
(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)		人日	65	61	57	54	50
		か所	1	1	1	1	1
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		人日	38	36	33	31	29
			38	36	33	31	29
(8) 一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	人日	4,762	4,542	4,561	4,253	4,253
			4,762	4,542	4,561	4,253	4,253
	保育所（園）における一時預かり		308	286	256	241	232
			308	286	256	241	232
(9) 延長保育事業		人	129	122	112	104	100
			129	122	112	104	100
		か所	5	5	5	5	5
(10) 病児・病後児保育事業		人日	685	649	601	571	560
			2,629	2,629	2,629	2,629	2,629
		か所	3	3	3	3	3
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学1年生	人	83	73	81	76	63
	小学2年生		76	75	67	75	68
	小学3年生		50	54	50	44	48
	小学4年生		56	46	48	46	40
	小学5年生		22	23	18	20	19
	小学6年生		25	23	24	20	21
	確保の内容（合計）		487	487	487	487	487
	施設数	か所	10	10	10	10	10
(12) 児童育成支援拠点事業		人	22	21	20	19	18
			22	21	20	19	18
(13) 親子関係形成支援事業		人	49	47	45	43	40
			49	47	45	43	40
(14) 妊婦等包括相談支援事業		人	4	4	4	4	4
			4	4	4	4	4
(15) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		人日	—	720	720	720	720
		時間	—	7,200	7,200	7,200	7,200
(16) 産後ケア事業	宿泊型	人	11	10	10	10	9
			11	10	10	10	9
	デイサービス型		16	15	15	14	14
			16	15	15	14	14
	アウトリーチ型		4	3	3	3	3
4		3	3	3	3		
(17) 実費徴収に係る補正給付を行う事業		国の動向に応じ助成を実施し、併せて国の基準では対象外となる第3子以降のこどもにも助成を実施します。					
(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業		必要に応じて、検討を行います。					

分野別施策の展開

● 施策の体系

基本理念

次代を担う子どもたちが健やかに育つまち
子どもたちの笑顔があふれるまち
ふつつ

基本視点

1 ライフステージを通じた視点

2 こどもの誕生前から幼児期における視点

3 学童期・思春期における視点

4 青年期における視点

5 子育て当事者への視点

基本施策

- ① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ② 社会を生きぬく力の育成
- ③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④ こどもの貧困の解消に向けた対策
- ⑤ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥ 児童虐待防止対策の充実
- ⑦ ヤングケアラーへの支援
- ⑧ 総合的な自殺対策の推進
- ⑨ 犯罪・事故・災害からこども・若者を守る取組
- ⑩ 多様性を尊重する社会づくり

- ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ② こどもの誕生から幼児期までの安心を伴うこどもの成長の保障

- ① こどもたちの自信を育む教育の土台作り
- ② 居場所づくり
- ③ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ④ いじめ防止
- ⑤ 不登校のこどもへの支援

- ① 高等教育の修学支援
- ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援
- ③ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ④ ひとり親家庭への支援

計画の推進体制

● 関連機関との連携

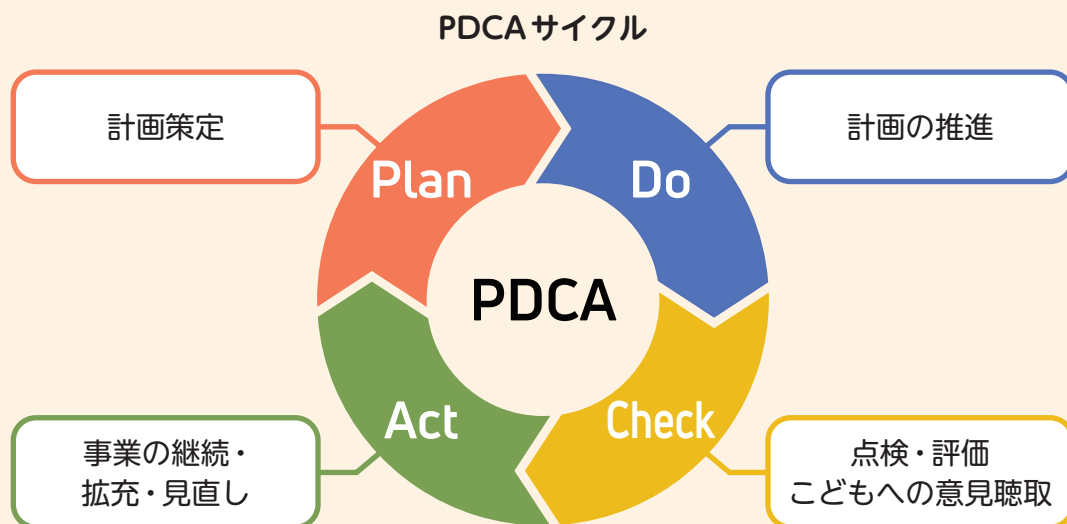
本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体の協力が必要不可欠です。このため、これらの市民、関係機関等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。特に、本計画の対象の主体となるこども・若者の意見を取り入れながら、計画における各施策・事業等の推進を図ります。

● 計画の達成状況の点検・評価

計画策定後も各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、PDCAサイクルに基づく進行管理を行っていきます。計画の推進及び実行段階においても、どうしたらもっと良くなるのか、次にどうしたらよいかと、フィードフォワード(※1)を繰り返していきます。点検・評価に際しては、こどもの意見を聴く機会も確保し、こどもが主体的に関わることができるよう取り組みます。

点検・評価等の結果は、本市ホームページ等で公表します。なお、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。

※1 フィードフォワード…問題が起こってから改善するのではなく、問題が起こらないように事前に最善の対策をとる考え方



富津市こども計画【概要版】

令和7年3月

編集・発行

富津市 健康福祉部こども家庭課
〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地
TEL: 0439-80-1256 FAX: 0439-80-1350

